

# 宿泊税の特別徴収事務について

岐阜市財政部税制課

令和 7 年11月

# 第1章 宿泊税の手続き概要

## (1) 宿泊税の徴収方法

宿泊税 特別徴収事務の手引（以下、手引）3ページ

- ① 岐阜市が宿泊者から直接徴収するのではなく、宿泊施設の経営者が宿泊税を徴収し、岐阜市へ申告と納入をしていただくこととしています（特別徴収制度）
- ② 宿泊税の特別徴収義務者は、宿泊施設の経営者です。  
一般的には、旅館業の許可を受けた方及び住宅宿泊事業の届出をした方（以下「宿泊事業者」といいます。）が該当します。

## (2) 宿泊税の手続きの流れ

手引 5ページ



## 第2章 特別徴収義務者の登録・変更等

手引 6～9ページ

### (1) 特別徴収義務者の登録

手引 6～7ページ（記載例：23～24ページ）

「宿泊税特別徴収義務者申告書（様式第2号）」の提出をお願いします。

【提出書類】

- ①旅館営業許可証又は宿泊事業に係る届出番号が確認できる書面（写）
- ②宿泊に係る契約書面

宿泊税 様式集  
（以下、様式集） 3ページ

**提出期限（1次締切）：令和7年12月26日（金）**

※宿泊施設ごとに提出してください。

※委託等で実質的経営者が特別徴収義務者となる場合は、税制課へご相談ください。

### (2) 特別徴収義務者の変更等

手引 8～9ページ（記載例：34～37ページ）

- ・申告事項（特別徴収義務者、施設名称等）に変更があった場合

「宿泊税特別徴収義務者異動申告書（様式第4号）」

様式集 4ページ

- ・営業の休止・再開・廃止をする場合

「宿泊施設営業（休止・再開・廃止）届出書（様式第5号）」

様式集 5ページ

## 第3章 宿泊税の申告納入

手引 10～15ページ

### (1) 申告納入

#### ① 申告納入期限

手引 10ページ

- ・各月の初日から末日までの間の宿泊に係る宿泊税について、原則、**翌月の末日までに**、宿泊施設ごとに、必要事項を記入した「宿泊税納入申告書」に「宿泊税月計表」を税制課へ提出してください。
- ・併せてその税額を「宿泊税納入書」により最寄りの金融機関で納入してください。
- ・修学旅行等の宿泊を伴う学校行事の参加者について課税免除とした場合は「学校等の行事であることの証明書」の写しを添付してください。

#### ② 申告

手引 13ページ（記載例：25～26ページ）

- ・令和8年4月宿泊分の申告期限は、**令和8年6月1日**です。

※令和8年5月31日は休日のため次の平日が申告・納入期限となります。

- ・「宿泊税納入申告書（様式第10号）」

様式集 8ページ

「宿泊税月計表」

様式集 13ページ

「学校等の行事であることの証明書」の写し

様式集 14ページ

を宿泊施設ごとに申告してください。

- ・申告すべき**宿泊税額が0円の場合も申告書の提出**が必要

## 第3章 宿泊税の申告納入

手引 10～15ページ

### ③ 納入 手引 14ページ（記載例：29～30ページ）

- ・ 令和8年4月宿泊分の納入期限は、**令和8年6月1日**です。

※令和8年5月31日は休日のため次の平日が申告・納入期限となります。

- ・ 申告された宿泊税は、

納入期限までに「宿泊税納入書（様式第11号）」 様式集 9ページ

により納入してください。

- ・ 宿泊税納入書は、申告と同様、宿泊施設ごとに作成をお願いします。

- ・ 納入は、岐阜市の指定する金融機関で行ってください。

※ゆうちょ銀行での納入を希望する場合は、**専用の用紙**をお渡ししますので、税制課までお申し出ください。

※コンビニエンスストアでの納入及びスマホアプリを利用した**電子決済サービスは対応できません**。

「宿泊税納入申告書」及び「宿泊税月計表」「宿泊税納入書」は、岐阜市ホームページへ掲載していますので、ダウンロードしてご使用いただけます。

「宿泊税月計表」で入力された内容が「宿泊税納入申告書」及び「宿泊税納入書」に自動反映されるものとなっておりますので、ご活用ください。

## 第3章 宿泊税の申告納入

手引 10～15ページ

### ④ 申告納入期限の特例

手引 10～13ページ（記載例：31～32ページ）

様式集 10ページ

- ・特別徴収義務者の申告納入手続きの負担を軽減するため、所定の要件を満たす場合、申請し、承認を受けることにより、申告納入期限（**3か月分をまとめた年4回の申告納入期限**）の特例を受けることができます。
- ・適用を希望する場合は「宿泊税納入期限等特例承認申請書（様式第12号）」を税制課へ提出し、申請してください。

#### 【特例承認を受けた場合】

| 宿泊のあった月       | 申告納入期限 |
|---------------|--------|
| 3月分／4月分／5月分   | 6月末日   |
| 6月分／7月分／8月分   | 9月末日   |
| 9月分／10月分／11月分 | 12月末日  |
| 12月分／1月分／2月分  | 3月末日   |

- ◆申告 宿泊税納入申告書 1枚  
宿泊税月計表 計3枚
- ◆納入 宿泊税納入書 計3枚

#### 【適用要件（基本）】

- ①提出前12か月の納入すべき宿泊税が240万円以下であること。
- ②営業開始から1年経過しており、「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。



#### 【適用要件（経過措置）】 **※経過措置期限 令和9年3月31日まで**

- ①提出前**3か月**の納入すべき宿泊税が**60万円以下**であること。
- ②営業開始から1年経過しており、**条例施行日（令和8年4月1日）までに**「宿泊税特別徴収義務者申告書」を提出していること。

※その他いくつか要件がありますので、手引をご確認ください。

## 第4章 適正な申告納入のために

手引 16～20ページ

### (1) 納税管理人

手引 16ページ

様式集 6ページ 様式第6号

様式集 7ページ 様式第8号

岐阜市内に住所、居所、事務所及び事業所（以下「住所等」という。）を有していない場合は、納税に関する一切の事項を処理させるため、原則として、市内に住所等を有する者のうちから納税管理人を定め、申告する必要があります。

**※海外に居住されている場合は、納税管理人の申告が必要です。**

### (2) 帳簿・書類の記載と保存

手引 17ページ

特別徴収義務者は、帳簿の備え付けと、その帳簿に記載された取引等に関して作成又は受領した書類を以下のとおり保存しなければなりません。

※帳簿の記載義務違反等に関する規定あり（宿泊税条例第23条）

#### ① 帳簿 保存期間 5年

- ・ 宿泊年月日、宿泊者数、宿泊税の課税対象となる宿泊者数及び宿泊税額の記載があるもの

#### ② 書類 保存期間 2年

- ・ 宿泊の際に作成される売上伝票その他の書類で、宿泊年月日、宿泊者数及び宿泊税額が記載されているもの

## 第5章 その他

手引 21～38ページ

### (1) 電子申告・電子納付 手引 22ページ

令和8年4月から、地方税共同機構が運営する「**eLTAX**」による電子申告・電子納付が可能です。

- ・各種手続きの一連の流れは、下記のURLよりご確認ください。

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

☞ PCdesk Nextマニュアル - 「ガイド編【申告等】」 - 「PCdesk Nextガイド【申告等】」 - 「1.2 PCdesk Nextを利用した手続きの一連の流れ」

- ・各種手続きの詳細は、下記のURLよりご利用ください。

- **利用届出（新規）** に関すること（初回のみ） [利用するソフト：**PCdesk（WEB版）**]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

- 電子**申告等**に関すること [利用するソフト：**PCdesk Next**]

<https://www.eltax.lta.go.jp/special/pcdesknext/>

※第2章～第4章の各種申告・申請に係る手続きでは、  
申請書等の様式及び必要な書類を添付してご利用いただけます。

- 電子**納付**等に関すること [利用するソフト：**PCdesk（WEB版）／PCdesk（DL版）**]

<https://www.eltax.lta.go.jp/support/manual/>

## 第5章 その他

手引 21～38ページ

### (2) 各種様式のダウンロード

手続きに必要な各種様式は、岐阜市ホームページ（ページ番号1035491）に掲載しております。必要に応じ、ダウンロードしてご利用ください。

また、ダウンロードが難しい場合は税制課窓口でもお渡しできますので、お問合せください。

### (3) 提出先・お問い合わせ先

#### ◆申告書等の提出先

岐阜市財政部税制課諸税係 宿泊税担当

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎3階

T E L : 058-265-3908 メールアドレス : [zeimu@city.gifu.gifu.jp](mailto:zeimu@city.gifu.gifu.jp)

#### ◆制度に関する問い合わせ先

岐阜市ぎふ魅力づくり推進部 んふ魅力づくり推進政策課

〒500-8701 岐阜市司町40番地1 市庁舎10階

T E L : 058-265-3980 メールアドレス : [gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp](mailto:gifumiryoku-sei@city.gifu.gifu.jp)